

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業(総合事業訪問介護)契約書別紙(兼重要事項説明書)

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社Life-エイド
主たる事務所の所在地	〒763-0091 丸亀市川西町北2102-1
代表者(職名・氏名)	代表社員 谷本 有紀洋
設 立 年 月 日	令和5年5月16日
電 話 番 号	0877-83-3232

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	Life-エイド		
サービスの種類	第1号訪問事業(総合事業訪問介護)		
事業所の所在地	〒763-0091 丸亀市川西町北2102-1		
電話番号	0877-83-3232		
指定年月日・事業所番号	令和5年8月1日指定	3770202012	
管理者の氏名	谷本 有紀洋		
通常の事業の実施地域	丸亀市(島しょ部を除く)		
第三者評価の実施の有無	無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者であるお客様が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な第1号訪問事業(総合事業訪問介護)を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、お客様の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携しながら、お客様が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、お客様の心身機能の維持回復を図り、もってお客様の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(総合事業訪問介護)は、訪問介護員等がお客様のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	お客様の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能や意欲を高めるためにお客様と共に行う援助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴
------	--

	介助、体位交換、服薬介助、通院 外出介助、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（日常生活を営む機能を高める観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りなど）など
生活援助	家事を行うことが困難なお客様に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆期間（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで

6. 事業所の職員体制

職種	職務内容	配置数
管理者	従事者・業務の一元管理、従事者に対する指揮命令	常勤1名
サービス提供責任者	利用申込み調整、利用者の状態の変化やサービスに関する意向の把握、訪問介護員への利用者情報の伝達および業務指導、サービス担当者会議への出席等。 また、その他サービス内容の管理について必要な業務	常勤専従4名
訪問介護員	訪問型サービスの提供	常勤換算2.5人以上
事務員	必要な事務を行う	常勤1名

7. 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	谷本 有紀洋
サービス提供責任者	近藤 麻耶・吉井 洋子 中山 裕子・土田 美咲

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お客様からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。なお、利用者負担金額は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(1)第 1 号訪問事業(総合事業訪問介護)の利用料

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	基本 利用料	利用者負担		
			1割	2割	3割
訪問型独自サービス (1回につき)	週1回程度の利用 (事業対象者・ 要支援1・2)	2,870円 (1回あたり)	287円	574円	861円
	週2回程度の利用 (事業対象者・ 要支援1・2)				
	週3回利用(要支援 2のみ)				

上記の基本利用料は、丸亀市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本 利用料	利用者負担		
			1割	2割	3割
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,000 円	200 円	400 円	600 円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月に算定した単位数の合計×22.4%			

(注1)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2)1 月につき加算される金額です。

(2)その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを提供する場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km未満 300円、片道10km以上 500円をいただきます。
-----	--

(3)キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、お客様の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	支払い要件等
利用予定日の前日の午後5時30分まで	不要
当日、訪問時キャンセル	一律500円

(4)支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求し、お客様はお客様原則として口座振替の方法により指定する期日(毎月 26 日)金融機関が休日の場合は翌営業日に支払うものとします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び丸亀市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また償いすべき事故が発生した場合は、損害補償を速やかに行います。ただし自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

※会社は下記の損害賠償責任保険に加入しています。

保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険
補償の概要	身体障害・財物損壊共通 1億円

11. 高齢者虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（お客様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と従業者への委員会結果周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための研修の実施
- (4) 上記の虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

12. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0877-83-3232
	苦情相談受付窓口 サービス提供責任者・近藤 麻耶
	苦情受付時間 事業所の営業日及び営業時間に同じ

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

丸亀市高齢者支援課	TEL0877-24-8807	午前8:30～午後5:15まで
香川県国民健康保険団体連合会	TEL087-822-7453	午前8:30～午後5:15まで

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2)訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3)介護に必要なプラスチック手袋等の消耗品については、お客様のご負担となります。ただし、マスク、消毒液については、事業所負担とさせていただきます。

(4)体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、お客様へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	香川県丸亀市川西町北 2102-1
	事業者名	合同会社 Life-エイド
	代表社員	谷本 有紀洋
	説明者	管理者 谷本 有紀洋